

業務継続計画

災害編

特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう
ヘルパーステーションみゆう
放課後等デイサービスおんぷ

神奈川県小田原市久野700-2
0465-43-9181

1章 総論

- 1.1 基本方針
全体像
- 1.2 推進体制
- 1.2 リスクの把握
- 1.2 優先業務の選定
- 1.2 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

2章 平常時の対応

- 2.1 建物・設備の安全対策
- 2.2 電気が止まった場合の対策
- 2.3 ガスが止まった場合の対策
- 2.4 水道が止まった場合の対策
- 2.5 通信が麻痺した場合の対策
- 2.6 情報システムが停止した場合の対策
- 2.7 衛生面(トイレ等)の対策
- 2.8 必要品の備蓄
- 2.9 資金手当て

3章 緊急時の対応

- 3.1 BCPの発動基準
- 3.2 行動基準
- 3.3 対応体制
- 3.4 対応拠点
- 3.5 安否確認
- 3.6 職員の参集基準
- 3.7 施設内外での避難場所・避難方法
- 3.8 重要業務の継続
- 3.9 職員の管理
- 3.1 復旧対応

4章 他施設との連携

- 4.1 連携体制の構築
- 4.2 連携対応

別紙

別紙2 推進体制・対応役割表

別紙4 連絡リスト

別紙7 緊急連絡網

別紙8 備蓄品管理一覧

別紙9 業務分類/災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)

別紙10 全体像(非常災害BCP)

別紙11 事業所に想定される影響

別紙12 建物・設備の安全対策

別紙13 電気・ガス・水道停止時の対策

別紙14 ご利用者の安否確認シート

別紙15 職員の安否確認シート

5、
6、

改定履歴

NO		改定内容	バージョン	改定日	改定者
1		初版	初版		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

1 章 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下の通り定める。

①ご利用者の安全確保

ご利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

②サービスの継続

ご利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

全体像

別紙10の通り全体像を定める。

1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を以下の通り定める。

継続的かつ効果的に取組みを進めるために別紙2の通り推進体制を構築するものとする。

1.3 リスクの把握

平常時の災害対策の推進体制を以下の通り定める。

継続的かつ効果的に取組みを進めるために別紙2の通り推進体制を構築するものとする。

1.3.1地域ハザードマップの確認

事業所の所在する区域の危険個所について別紙ハザードマップにより確認するものとする

1.3.2被害想定 震度6以上を想定

想定される地域の被害想定は以下の通り。

[交通被害の想定]

道路：3～7日で仮復旧（迂回路が利用できる状態）。

橋梁：迂回路を含め、3～7日で仮復旧。

鉄道：2週間～1か月程度。

[ライフライン]

上下水：7日～3週間程度

電気：3日～1週間程度

ガス：3週間～5週間程度

通信：1日～1週間程度（津波被害がないという想定）

事業所で想定される影響は以下の通り。

別紙11に定める通り。

1.4 優先業務の選定

優先すべき事業及び業務を以下の通り定める。

1.4.1優先事業

優先すべき事業は、以下の通りとする。

①訪問型事業（独居者の与薬・食事等生命に関する介護サービス提供）

1.4.2優先業務

優先すべき業務は、以下の通りとする。

別紙9に定める通り。

1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1.5.1研修・訓練の実施

研修及び訓練について以下の通り定める。

●以下の教育を実施する。

（１）入職時研修

- ・時期：入職時
- ・担当：管理者
- ・方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

(2) BCP研修(全員を対象)

- ・ 時期：年1回以上
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

●以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

- ・ 時期：年1回以上
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

1.5.2BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直すものとする。

年1回以上、下記について管理者が対策本部長に報告する。

- ・ BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・ 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

管理者及び対策本部長が同一の場合も実施し、記録として残すものとする。

2章 平常時の対応

2.1 建物・設備の安全対策

設備等については定期的に破損状況等を確認するとともに、以下の通り定める。

2.1.1人が常駐する場所の耐震措置

事業所内全職員が安全に従事できるよう、耐震補強が必要な箇所については補強を検討するものとする。また、これらを別紙12に定めるものとする。

2.1.2設備の耐震措置

事業所内全職員が安全に従事できるよう、耐震補強が必要な箇所については補強を検討するものとする。また、これらを別紙12に定めるものとする。

2.1.3水害対策

事業所内全職員が安全に従事できるよう、耐震補強が必要な箇所については補強を検討するものとする。また、これらを別紙12に定めるものとする。

2.2 電気が止まった場合の対応

停電時における対応について別紙8及び13の通り定めるものとする。

また、医療的配慮が必要な利用者については、主治医に連携を求めるとともに、その他導入先について検討を行う者とする。

2.3 ガスが止まった場合の対応

ガス供給の停止時における対応について別紙8及び13の通り定めるものとする。

2.4 水道が止まった場合の対応

2.4.1 飲料水

供給の停止時における対応について別紙8及び13の通り定めるものとする。また、備蓄の飲料水については定期的にその保存期間を確認するものとする。

2.4.2 生活用水

供給の停止時における対応について別紙8及び13の通り定めるものとする。また、生活用水用に確保した水と飲料水の区分けを行う。

2.5 通信が停止した場合の対策

別紙8及び13の通り定めるものとする。また、災害発生直後は緊急車両を優先させるため最低限必要な通信以外の通信を避けるものとする。

2.6 情報システムが停止した場合の対策

別紙8及び13の通り定めるものとする。また、PC、サーバーのデータは定期的にバックアップをとり情報の紛失を防ぐとともにBCPに関する書類及び重要書類については浸水等の恐れのない場所へ保管する。

2.7 衛生面（トイレ等）の対策

別紙8及び13の通り定めるものとする。

また、以下の対策をとることとする。

【利用者】

電気・水道が止まった場合、トイレなど汚物があふれて処理業務が発生する可能性があることをご利用者と共有しておく。

【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

2.8 必要品の備品

別紙8の通り定めるものとする。また、使用期限や賞味期限の確認を定期的に行うものとする。

2.9 現金

別紙8の通り定めるものとする。災害保険の加入を検討するとともに、万一の場合に備え現金の用意を行うものとする。

3章 緊急時の対応

緊急時の対応について、以下の通り定めるものとする。

3.1 BCP発動基準

以下の基準に達した場合、別紙2に基づき対策本部を立ち上げるものとする。

<地震>

本書に定める緊急時体制は、事業所実施地域周辺において、震度5強以上の地震が発生したとき。

<風水害>

- ・事業所所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

弊社における行動基準は以下の通りとする

- 1：自らの安全を確保し家族の安全を確認する
- 2：自らの安全と家族の安全を確認した上で業務を実施する
- 3：安否確認システム等を利用して、自らの安否情報を会社へ報告・連絡する
- 4：火災や水害等の二次災害を防ぐ
- 5：乗車中の場合は車を安全な場所へ移動させる

注意点

（１）夜間移動の危険性

昼間帯と比較して、夜間は視界が悪く、路上等の危険や支障の察知が難しくなる。特に雨が降っていればその度合が高まり、街灯が停電で消灯している場合も同様である。そのため、進行上の路上で陥没や冠水により通行不能な箇所が発生していたとしても、察知することが遅れ、命の危険に関わることもある。

（２）自動車等の単独乗車による運転の危険性

単独乗車による自動車等を運転しながらの危険察知には限界があり、かつ、危険箇所の察知に気を取られることにより、運転業務への注意が散漫になり、事故を起こすリスクが高まる。また、自動車の故障等、予見の難しいトラブルに巻き込まれた場合、単独では対応が困難となる。

（３）気象警報への認識

気象警報の解除は、安全を重視する観点から慎重に行われる。例として、大雨洪水警報は降雨量が少なくなったとしても、すぐには解除されない。これは、その時点での降雨量だけではなく、蓄積された雨量からこれから発生し得る潜在的な危険性も考慮されているためである。職員としてもこの警報解除の慎重さを尊重すべきであり、降雨状況などの表面的部分のみを見て、安全性の判断をしてはならない。

行動基準

（１）参集時

- ①警報発表前：路上等の危険に留意しつつ、速やかに参集する。
- ②警報発表中（昼間）：自身と家族の安全を確保し、参集ルート上に障害が発生している可能性を十分に認識しつつ、速やかに参集する。
- ③警報発表中（昼間）：自身と家族の安全を確保し、参集ルート上にすでに障害が発生しているものと仮定し、極めて慎重に安全を第一として参集する。夜間の参集は危険が伴うため、普段から参集ルート上の危険箇所を確認するとともに、迂回ルートやより安全性が高い別ルートの確保・修得に努めるものとする。なお、道路の冠水など交通手段が途絶し、参集に支障が生じている場合は、無理な参集はせず引き返し身の安全を最優先するものとする。

2) 災害対応に係る移動

①警報発表前

- ・路上の危険に留意しつつ、移動を可とする。

②警報発表中

- ・行政から避難指示が発令されていない場合の災害対応業務で必要な移動は、十分な注意を払えば可とする。
- ・行政から避難指示が発令されている場合には、原則安全確保や避難以外の移動は行わないようにする。

③警報解除後

- ・行政から避難指示が発令されていない場合の災害対応業務及び通常業務で必要な移動は、十分な注意を払えば可とする。
- ・行政から避難指示が発令されている場合には、原則安全確保やひなに外の移動は行わないようにする。

帰宅の行動基準

(1) 帰宅の判断

災害時において職員が帰宅することは、休息を取って次の業務に備えるために必要なことではあるが、生命・身体へのリスクが高い状況下においての帰宅移動は避けなければならない。このことを踏まえ、対策本部は、本部規模の縮小や職員の交代の時期について、安全確保を第一に、より慎重に判断する。

(2) 帰宅以外の判断

職員の災害対応業務が夜間に及んだ場合、帰宅ではなく勤務している施設内で休憩が取れるよう、施設内に仮眠場所を設けるなど職員に帰宅以外の選択肢を用意し、職員の安全を確保すること。

(3) 業務への配慮

夜間の災害対応業務に当たっていた職員を、翌日に予定している業務に就かせるために、視界の悪い夜間や疲労が蓄積した状態で帰宅させることは大きな危険が伴う。そのため、これら業務について、災害対策本部は職員の安全を最優先に考え、業務の中止や縮小を行う。

(4) 帰宅の行動基準

①警報発表中

- ・行政から避難指示が発令されていない場合には、十分な注意を払えば帰宅を可とするが、最大限安全に配慮することとする。
- ・行政から避難指示が発令されている場合には、帰宅を原則禁止とし生命の安全を第一に確保することとする。

②警報解除後

- ・行政から高齢者等避難以上の避難情報が発令されていない場合には、帰宅を可とする。

- ・行政から高齢者等避難が発令されている場合には、十分な注意を払えば帰宅は可とするが、最大限安全に配慮することとする。
- ・行政から避難指示が発令されているが、避難指示が発令されている範囲内に帰宅ルートが含まれない場合には、十分な注意を払えば帰宅を可とするが、最大限安全に配慮することとする。
- ・行政から避難指示が発令されており、避難指示が発令されている範囲内に帰宅ルートが含まれる場合には、帰宅を原則禁止とし、生命の安全を第一に確保することとする。

移動禁止の例外事項

上記「参集・災害対応時の移動の行動基準」、「帰宅の行動基準」に記載している行動基準の“原則禁止”としている部分について、以下の場合には例外とする。

- (1) 職員又は職員の家族に、生命若しくは身体に重大な危険が及ぶおそれがあるとき。

3.3 対応体制

別紙2の通り、対応体制を定めるものとする。

3.4 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる場所は以下の通りとする。

地震災害時：	ヘルパーステーションみゅう
風水災害時：	ヘルパーステーションみゅう

3.5 安否確認

3.5.1 ご利用者

自身及び家族の安全が確保できた後、順次ご利用者の安否確認を実施する。また、安否確認実施の際は別紙14ご利用者の安否確認シートを用いて行うものとする。

3.5.2 職員

- ・自身及び家族の安全が確保できた後、順次職員の安否確認を実施する。また、安否確認実施の際は別紙15職員の安否確認シートを用いて行うものとする。
- ・勤務時間外に被災した場合は、自身及び家族の安全が確保できた後上長へ自身の安否を報告する。また、報告事項は自身及び家族が無事か否か、また出勤の可否を確認する。

3.6 職員の参集基準

別紙 7 を用い下記基準に従い職員を参集するものとする。

<初動職員>

対象職員：対策本部長、対策副部長、責任者

地震：実施地域周辺において、震度6以上の地震が発生したとき。

風水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。台風により高潮注意報が発表されたとき。

＜その他の職員＞

対策本部長の指示に従い、求めがあった場合

※下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- ・ 自宅が被災した場合
- ・ 自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

3.7 事業所内外での避難場所・避難方法

地域のハザードマップを用い、災害時は速やかに自身と家族の安全を確保するものとする。

事業所内・外

地震：発生後はガスの元栓を閉じ、実施地域周辺において定められている避難場所へ避難する。

風水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警戒、台風により高潮注意報が発表されたときは避難経路の安全が確保されている場合は避難場所へ、不明な場合は事業所内に留まる等を検討する。

その他

風水害においては以下の情報を参考に避難を行う



3.8 重要業務の継続

被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として別紙9の通り定めるものとする。

3.9 職員の管理

自身と家族の安全が確保された職員の内、業務が可能な状態である職員について下記の通り管理を行う。

①休憩・宿泊場所

職員の休憩場所を事業所内に設ける。

②勤務シフト

災害時において休日は最低1日以上確保するとともに、休憩時間の確保を行う。

3.10 復旧対応

早期通常業務への復旧を目指し、以下の対応を行うものとする。

①破損個所の確認

破損個所を確認し、被害のあった箇所については写真におさめ記録を行う。

②業者連絡先一覧

別紙4の通り、連絡先を定める。

4 章 他施設との連携

4.1 連携体制の構築

災害時は別紙4に定める連携先と協力し、早期復旧及び二次災害の防止に努める。

4.2 連携対応

平常時から以下に努めるものとする。

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築く。
- ・災害時だけでなく、普段から良好な関係を作る。

別紙4に定める以外に以下に定める連携先にも協力を上げるよう平常時より良好な関係を構築しておく。

①近隣の法人

②所属している団体を通じての協力関係の整備

1. 総論	
1	基本方針
2	推進体制
3	リスクの把握 ①ハザードマップの確認 ②被害想定
4	優先業務の選定 ①優先すべき事業・業務
5	研修・訓練の実施及び訓練の実施/BCPの見直し ①BCP共有・研修・訓練 ②定期的な見直し



2. 平時の対応	
1	建物・設備の安全対策 ①人が常駐する場所の耐震装置・建物の状況把握 ②設備の耐震装置・建物の状況把握 ③水害対策
2	電気が止まった場合の対策 ①自家用発電がない場合 ②自家用発電がある場合
3	ガスが停止した場合の対策
4	水道が停止した場合の対策 ①飲料水 ②生活用水
5	通信が麻痺した場合の対策
6	システムが麻痺した場合の対策
7	衛生面の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策
8	必要品の備品 ①在庫、必要量の確認
9	賃金手当



3.緊急時の対応

- 1 BCP発動基準
- 2 行動基準
- 3 対応体制
- 4 対応拠点
- 5 安否確認
 - ①利用者の安否確認
 - ②職員の安否確認
- 6 職員の参集基準
- 7 施設内外での避難場所・避難方法
- 8 重要業務の継続
- 9 職員の管理
 - ①休憩・宿泊場
 - ②勤務シフト
- 10 復旧対応
 - ①破損個所の確認
 - ②業者連絡先一覧の整備
 - ③情報発信
- 11 在宅サービス固有事項



4.関係各所との連携

- 1 連携体制の構築
 - ①連携先との協議
 - ②連携協定書の締結
 - ③地域のネットワーク等の構築・参画
- 2 連携対応
 - ①事前準備
 - ②ご利用者の整理
 - ③共同訓練

別紙11 事業所に想定される影響

	電力	飲料水	生活用水	ガス	携帯電話	メール	道路	交通	
当日	↓ 停止	↓ 停止	↓ 停止	↓	↓ 停止	↓ 停止	↓ 通行止め	↓ 運行停止	
2日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
3日目	↓ (乾電池)	↓ (備蓄)	↓ (備蓄)	↓	↓ (備蓄)	↓ (備蓄)	↓	↓	
4日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
5日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	1部復旧	↓	
6日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
7日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
8日目	1部復旧	1部復旧	1部復旧	↓ 停止 (備蓄)	1部復旧	1部復旧	↓	1部復旧	
9日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
10日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
11日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
12日目	↓ 必要最低限	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
13日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
14日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
15日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
16日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
17日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
18日目	↓ (復旧分・備蓄分)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
19日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
20日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
21日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
22日目	↓	↓	↓	1部復旧	↓	↓	↓	↓	
23日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
24日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
25日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
26日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
27日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
28日目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	

東日本大震災の経験値として震度7の地域の復旧日数は、下記の通り。

震度7の場合、電力：1週間、水道：3週間、ガス：5週間でほぼ復旧（リスク考慮した日数）

震度7の場合、電力：3日、水道：1週間、ガス：3週間で50%復旧

震度6の場合、震度7の50%復旧を、復旧の目安と想定する

別紙12 建物・設備の安全対策

■対策対象物（耐震対策）

対象	対応策
窓ガラス	飛散防止フィルムの貼り付け
事務所の什器	キャビネットは転倒防止のため壁に固定する
食堂の食器棚	転倒防止及びガラス飛散防止フィルムの貼付け
風呂場の棚	棚を壁に固定する
風呂桶	床に固定する
利用者居室の家具	家具の壁に固定する
パソコン本体	机に固定。重要なデータは、バックアップをとり、保管。
ディスプレイ	机に固定する

■水害対策対象物

対象	対応策
出入口	建物入口に土嚢などの対応を行う
事業所周辺	側溝、排水溝等の掃除の実施
逆流防止	風呂、トイレ等の排水溝からの逆流防止

別紙13 電気・ガス・水道停止時の対策

■電気

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
医療機器： 喀痰吸引、人工呼吸器など	行政・医療機関への搬送又は発電機を行政より借り受ける支援をご利用者個別に検討する
情報機器： パソコン、テレビ、インターネットなど	業務を最小限にし、携帯電話やラジオ等情報収集に必要な機器に必要な乾電池を用意する
冷蔵庫・冷凍庫 夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意	乾電池で利用できるものの用意
照明器具、冷暖房器具	乾電池で利用できるものの用意

■ガス

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート（LPボンベの備蓄を行う）
給湯設備	入浴を中止し、清拭を実施する

■飲料水

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
飲料	別紙8備蓄品管理一覧に定める数の用意を行う
口腔ケア	飲料水に必要な数を含めるものとする

■生活用水

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
入浴	当面中止し、清拭を実施する
トイレ	簡易トイレを使用する

■通信

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
携帯	乾電池・発電機にて充電。また円滑な連絡のため三角連絡法や災害伝言板を使用する。

■情報システム

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
パソコン	スマートフォンで代替

■衛生面

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策
水洗トイレ	簡易トイレやおむつ等で行う

別紙14 ご利用者の安否確認シート

■災害により負傷されている場合は救急搬送を要請する。

[illegible]

別紙15 職員の安否確認シート

[illegible]